

音響測定隊のクルー勤務要員の差出区分に関する達

（平成29年10月31日）
海上自衛隊達第28号

音響測定隊のクルー勤務要員の差出区分に関する達を次のように定める。

音響測定隊のクルー勤務要員の差出区分に関する達

第1 音響測定隊のクルー勤務要員の差出区分（海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）で定める差出区分をいう。）は、呉地方総監部とする。

附 則

この達は、平成29年11月1日から施行する。